

広島県教育委員会教育長告示第四号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条の規定によって、技能教育のための施設における連携科目等を次のように指定した。

平成二十五年四月一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 小井手ファッションビューティ専門学校

2 所在地 広島市南区金屋町一番二〇号

二 連携科目等の追加指定

追加して指定する連携科目	追加して指定する連携科目に対応する高等学校の科目
ファッション造形基礎	ファッション造形基礎
ファッション造形	ファッション造形
ファッションソーイング	ファッションソーイング
総合実習	総合実習
総合実践	総合実践
カラーリング	カラーリング
ファッションプロデュース	ファッションプロデュース